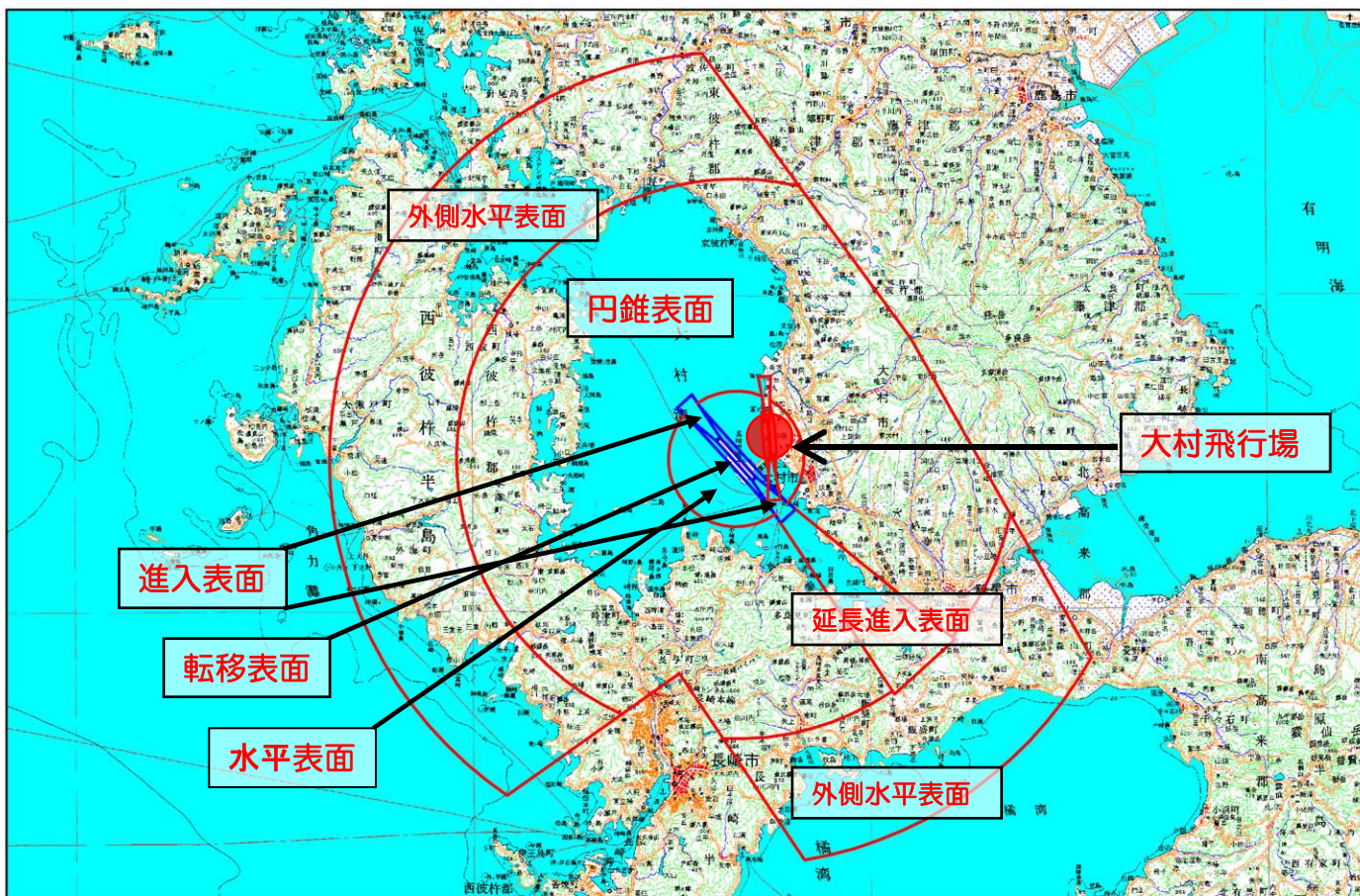


長崎空港事務所からのお知らせ

長崎空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平成18総標、第819号）」

長崎空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（上の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に長崎空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます。

また、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空の安全を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 長崎空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

なお、大村飛行場に関する区域については、海上自衛隊大村航空基地への照会が必要となります。

※ 長崎空港に関するお問い合わせ窓口
国土交通省 大阪航空局 長崎空港事務所
TEL 0957-53-6151 FAX 0957-54-4569

※ 大村飛行場に関するお問い合わせ窓口
海上自衛隊 第22航空群司令部 運用幕僚A
TEL 0957-52-3131内線213 FAX 0957-52-4510